勝山浄化センター等運転維持管理業務包括委託

特　記　仕　様　書

令和８年１０月

勝山市　上下水道課

勝山浄化センター等運転維持管理業務包括委託 特記仕様書

目次

第１条　（目的）・・・

（目的）

第１条　この特記仕様書は、「勝山浄化センター等運転維持管理業務包括委託共通仕様書」について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（施設設計概要）

第２条　勝山浄化センター（以下「浄化センター」という。）の施設設計概要は次のとおりである。

（１）流入方式　　分流式

（２）水処理方式　標準活性汚泥法

（３）汚泥処理　　重力濃縮＋常圧浮上濃縮、ベルトプレス脱水機

（４）処理能力　　１４，５００㎥／日（全体計画　１４，５００㎥／日）

（５）放流先　　一級河川　九頭竜川水系　暮見川

（６）施設概要　　別紙１　１．勝山浄化センター施設概要のとおり

２　マンホール型汚水中継ポンプ所の施設概要は、次のとおりである。

（１）施設数　　５３箇所

（２）施設概要　　別紙１　２．汚水中継マンホールポンプ所施設概要のとおり

（有資格者）

第３条　共通仕様書第７条に定める有資格者は、次のとおりである。

（１）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技術講習修了者

（２）乙種第４類危険物取扱者

（３）第１種電気工事士

（４）玉掛技能講習修了者

（５）二級ボイラー技士

（６）その他維持管理に必要な資格者

（７）その他労働安全衛生関係で必要な資格者

（事業計画書の要領）

第４条　共通仕様書第８条の「事業計画書」の作成要領は、次のとおりとすること。

（１）各計画書は、日本工業規格Ａ版により作成し、原則としてＡ４またはＡ３用紙とすること。

（２）事業計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

①　実施方針

②　人員体制

③　安全管理体制

④　ユーティリティの調達、使用の方法

⑤　運転管理計画

⑥　保全管理計画

⑦　緊急時等の対応

⑧　その他発注者が提案する事項等

（業務履行年間計画書の要領）

第５条　共通仕様書第９条の「業務履行年間計画書」に定める計画書の作成要領は、次のとおりとすること。

（１）「業務概要に関すること」は、下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

（２）「現場組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

（３）「業務実施計画に関すること」は、安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

（４）「業務方法に関すること」は、浄化センター及び汚水中継ポンプ所（以下「浄化センター等」という。）の施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点（ポイント）、整備点検の内容・点検頻度・点検要領、分析の方法・頻度、設備機器等の点検内容・点検頻度・点検要領、物品管理の方法・要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

（５）「安全衛生管理に関すること」は事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

（６）「各種報告書様式」は、契約書、共通仕様書及び特記仕様書等で報告業務を課せられている報告書及び監督員が要求する報告書等のほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

（月間業務実施計画書等）

第６条　共通仕様書第１０条に定める月間業務実施計画書、月間業務完了報告書、施設管理状況報告書及び契約業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとし、できるだけ簡潔に記載するとともに統一的にまとめ、必要に応じて資料等を添付すること。

（１）月間業務実施計画の記載事項は次のとおりとし各業務別に列記すること。

①　対象業務名称
②　年月度の記載
③　事業所名
④　日毎に計画した事項及び内容
⑤　運転計画、水質分析計画、保守点検計画等の業務計画
⑥　その他必要な事項

（２）月間業務完了報告書は、月間業務実施計画書で計画した諸事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

①　月間業務実施計画書で記載した事項のほか、日毎に計画した事項と実績及び内容
②　その他必要な事項

（３）施設管理状況報告書は、業務履行年間計画書及び月間業務実施計画書で計画した諸事項及びその他必要な事項に対してその実績が明らかになるよう記載すること。

（４）契約業務完了報告書は、最終年度における施設管理状況報告書及びその他必要な事項を添えて提出すること。

（貸与類の台帳）

第７条　共通仕様書第１５条第３項に定める貸与品についての台帳には、次の事項を記載することとし、その内容が把握できるよう作成すること。

（１）年度におけるタイトル

（２）整理番号、貸与月日、返却日

（３）貸与品目、数量

（４）借用者名、期間、借用者印

（業務範囲）

第８条　共通仕様書第２０条に定める業務の適用は、別紙１「対象施設概要書」に示す浄化センター等とし、業務範囲は敷地内の施設並びに設備・装置、機器等及びマンホールポンプ所の施設並びに設備・装置、機器等である。

（調整及び交換）

第９条　共通仕様書第２１条第１項に規定する調整及び交換の対象機器及び報告については、以下のとおりとする。

（１）調整及び交換とは、現場で対応可能な機器の部品又は消耗品の交換及び調整をいう。

（２）対象機器は浄化センター等に設置されている設備・装置及び機器をいう。

（３）調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。なお、報告書に記載する内容等については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。

（４）調整及び整備については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

（修繕及び塗装）

第１０条　共通仕様書第２２条第１項に規定する修繕とは、改築、更新、改良以外の各種点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う補修をいう。ただし、１件当たりの金額は100万円未満（消費税込み）とする。

２　共通仕様書第２２条第２項に規定する塗装とは、さび、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するための足場を必要としない局部的な塗装をいう。

（巡視点検）

第１１条　共通仕様書第３３条に規定する巡視点検は、以下の事項を踏まえて行うものとする。

（１）巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間等の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。

（２）点検内容は、受注者の経験及び知識により一定の点検要領及び規準を定めて行うこと。

２　第１項の点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載すること。

（保守点検業務）

第１２条　共通仕様書第３７条に規定する保守点検業務の対象機器は、浄化センター等に設置されている設備・装置及び機器で、それぞれの性能・機能等が保持されるよう点検するとともに、設備機器の重要度及び故障発生頻度回数、目的、設備環境を考慮して行い、一定の基準に基づいて行うこと。

２　保守点検の実施は、以下のとおりとすること。

①　点検は一定の周期を定め計画的に行い、施設保全の主体をなすことができるようにすること。

②　設備機器の性能及び機能の確認について、日常運転状態では点検できない内容について行うものとし、必要に応じて計測器等を用いて性能又は機能を確認するとともに、予防診断により適切な早期対応や故障防止が図れるようにすること。また、異常があるときは速やかに原因の調査・測定を行うこと。

③　労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全に行うこと。

④　資格を要する点検等では有資格者を配置して行うこと。

⑤　危険な場所の作業は、必要な安全装置を講じ事故の防止に努めること。

（環境整備業務）

第１３条　共通仕様書第４０条に規定する環境整備業務の実施については､以下のとおりとする。

（１）清掃は、場所及び床材質を考慮して適切な清掃器具を使用して行う。

（２）発注者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意する。

（３）清掃器具等の使用で発注者の備品、物品等に損傷を与えないものとする。

（リスク分担）

第１４条　共通仕様書第４９条第２項に定めるリスクの分担は、別紙２「リスク分担表」のとおりとする。

（経費の負担）

第１５条　共通仕様書第５０条に定める受注者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

（１）潤滑油類費（補充用のオイル・グリース）

（２）燃料費（作業用、車両用等）

（３）塗装費（軽微な部分補修用塗料）

※「軽微な部分補修」とはタッチアップや補修部の上塗り塗装程度である。

（４）報告記録用紙費

（５）一般汎用什器、備品（損料・リース料）及び消耗品

①一般汎用什器、備品（損料・リース料）

連絡用自動車、自転車、電話機、携帯電話、FAX、パソコン、プリンタ、事務用机、事務用椅子類、書庫類、黒板類、複写機、被覆類、下駄箱、傘立、掃除具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、履物類、冷蔵庫、ヘルメット、安全マスク、空気呼吸器等の安全保護具・機器及び酸素、硫化水素、可燃性ガス濃度測定用機器、設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器設備点検及び修理に係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具（ただし、特殊

工具及び調整・整備に係る資材等は除く)、巡回点検車両及び巡回点検車両維持に係る費用

②消耗品

整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類)、補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど一般汎用品の範囲内とする。)、衛生用品（石鹸、消毒液、救急用薬箱)、各種用紙、筆記用具等の事務用品

（目標性能基準）

第１６条　共通仕様書第５２条に規定する発注者が目標とする処理水質及び汚泥性状の基準は次のとおりとする。

（１）処理水質

項目	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	大腸菌数
単位		mg/リットル	mg/リットル	CFU/ml
目　標 基準値	5.8～8.6	7以下	6以下	検出されない

（２）汚泥性状

項目	脱水ケーキ 含水率
単位	%
目　標 基準値	84

（遵守性能基準）

第１７条　共通仕様書第５３条に規定する受託者が遵守すべき処理水質の基準は次のとおりとする。

項目	ｐＨ	ＢＯＤ	ＳＳ	大腸菌数
単位		mg/リットル	mg/リットル	CFU/ml
遵　守 基準値	5.8～8.6	20以下	70以下	800以下

（流入基準）

第１８条　共通仕様書第５７条に規定する流入基準は次のとおりとする。

（１）浄化センター処理能力　14,500 ㎥／日

（２）予測流入水質

項目	ＢＯＤ	ＳＳ	ＣＯＤ
単位	mg/リットル	mg/リットル	mg/リットル
基準値	240	160	140